

主な違反事案の概要

- ① 複数の主体により利益の提供が行われる場合には合計した利益の提供額が上限額を超えてはならないこととされているが、委託元の電気通信事業者において端末購入時に特定の補償サービスに加入した者を対象とする「iPhone au WALLET キャンペーン」と称する施策によって付与されたポイントによる利益の額を考慮せずに、同じ者に対して他の利益を提供したことで、合計した利益の提供額が上限額を超えることとなったもの。
- ② 複数の主体により利益の提供が行われる場合には合計した利益の提供額が上限額を超えてはならないこととされているが、委託元の電気通信事業者において「アップグレードプログラム NX」と称する施策により提供される利益の額（移動端末設備の割賦残債の一部の支払免除額と支払免除の条件として回収される当該移動端末設備に係る回収時点での予見される市場買取価格との差額）を考慮せずに他の利益を提供したことで、合計した利益の提供額が上限額を超える利益の提供が行われたもの。
- ③ 同一機種 of 端末について同一法人内で複数の価格を設定している場合にはその差額も利益の提供額になるが、端末代金に含まれるいわゆる「頭金」を設定していない店舗において自社の他の店舗で「頭金」を設定していることを認識していなかったことによりその差額による利益の額を考慮せずに、他の利益を提供したことで、合計した利益の提供額が上限額を超えることとなったもの。
- ④ 新規契約の受付を終了した通信方式（旧通信方式）を用いた移動電気通信役務の利用者（旧通信方式のみに対応した移動端末設備の利用者に限る。）が、新たな通信方式に対応するために購入等をする移動端末設備については、購入等をする移動端末設備の価格以下の利益の提供が可能となるが、旧通信方式以外にも対応している移動端末設備を旧通信方式のみに対応した移動端末設備と誤認したり、購入等をする移動端末設備の価格を超える利益の提供が可能であると誤認したりしたことで、利益の提供額が上限額を超えることとなったもの。
- ⑤ 利益の提供の上限額は、（i）2万円（税抜）又は（ii）移動端末設備の価格からその先行同型機種 of 買取価格を減じた額のいずれか低い額となっているが、上限額が（ii）であることを認識せずに利益を提供したことにより、利益の提供額が上限額を超えることとなったもの。
- ⑥ 消費税が課税される移動端末設備等の代金の割引等により利益が提供される場合には消費税抜きで利益の提供額を算定し、上限額を超えていないかの判断をすることとされているが、本来の上限額に消費税相当分を加算した額を上限額と誤認し、かつ、消費税が課税されないキャッシュバック等の形態で利益を提供したことにより、利益の提供額が上限額を超えることとなったもの。